

## 平成25年第4回那須烏山市議会6月臨時会（第1日）

平成25年6月24日（月）

開会 午前10時00分

閉会 午前11時18分

## ◎出席議員（16名）

1番	田島信二	3番	渋井由放
4番	渡辺健寿	5番	久保居光一郎
7番	高德正治	8番	佐藤昇市
9番	板橋邦夫	10番	水上正治
11番	平山進	12番	佐藤雄次郎
13番	小森幸雄	14番	滝田志孝
15番	高田悦男	16番	中山五男
17番	平塚英教	18番	樋山隆四郎

## ◎欠席議員（1名）

2番 川俣純子

## ◎説明のため出席した者の職氏名

市長	大谷範雄
副市長	國井豊
教育長	池澤進
会計管理者兼会計課長	小原沢栄寿
総合政策課長	坂本正一
総務課長	栗野育夫
税務課長	澤村俊夫
市民課長	大野治樹
福祉事務所長兼健康福祉課長	小口久男
こども課長	青木敏
農政課長	堀江豊水
商工観光課長	羽石徳雄
環境課長	小川祥一
都市建設課長	福田光宏

上下水道課長

樋 山 洋 平

学校教育課長

網 野 榮

生涯学習課長

堀 江 功 一

◎事務局職員出席者

事務局長

平 山 隆

書 記

薄 井 時 夫

書 記

大 鐘 智 夫

○議事日程

- 日程 第 1 会議録署名議員の指名について（議長提出）
- 日程 第 2 会期の決定について（議長提出）
- 日程 第 3 議案第1号 那須烏山市長、副市長及び教育長の給料の臨時特例に関する条例の制定について（市長提出）
- 日程 第 4 議案第2号 那須烏山市職員の給料の臨時特例に関する条例の制定について（市長提出）
- 日程 第 5 発議第1号 那須烏山市議会議員の議員報酬の臨時特例に関する条例の制定について（議員提出）
- 

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

[午前10時00分]

○議長（佐藤雄次郎） 皆さん、おはようございます。議員の皆様、また、執行部の皆様、大変御苦労さまです。きょうは、傍聴席には取材の方が来ております。よろしくお願ひします。時節柄、うっとうしい日が続いておりますが、それでは、ただいまから始めます。

ただいま出席している議員は16名でございます。2番川俣純子議員から欠席の通知がありました。定足数に達しておりますので、ただいまから平成25年第4回那須烏山市6月臨時会を開会いたします。

本日の会議を開きます。日程に入る前に報告いたします。地方自治法第121条の規定に基づき、市長以下関係課長の出席を求めていますので、御了解願ひします。

次に、本日の臨時会にあたり、本日、早朝に議会運営委員会を開き、その議会運営委員会の決定に基づき、会期及び日程を編成いたしましたので、御協力くださるようお願い申し上げます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

---

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（佐藤雄次郎） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において指名いたします。会議録署名議員に

4番 渡辺健寿議員

5番 久保居光一郎議員を指名いたします。

---

◎日程第2 会期の決定について

○議長（佐藤雄次郎） 日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。この臨時会の会期は、本日1日としたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（佐藤雄次郎） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

---

◎日程第3 議案第1号 那須烏山市長、副市長及び教育長の給料の臨時特例に関する条例の制定について

◎日程第4 議案第2号 那須烏山市職員の給料の臨時特例に関する条例の制定について

○議長（佐藤雄次郎） 日程第3 議案第1号 那須烏山市長、副市長及び教育長の給料の臨時特例に関する条例の制定について及び日程第4 議案第2号 那須烏山市職員の給料の臨時特例に関する条例の制定については、関連がございますので一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま一括上程となりました議案第1号、議案第2号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

まず、那須烏山市長、副市長及び教育長の給料の臨時特例に関する条例の制定についてでございます。本案は、平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間、市長、副市長及び教育長の給料を減額するための特例を定めるものであります。

御案内のとおり、国におきましては、財政状況や東日本大震災に対処する必要性から、国家公務員の給与の減額措置が実施されており、また、内閣総理大臣などの特別職の給与についても同様に減額措置が実施されているところであります。

このような中、本年1月24日に公務員の給与改定に関する取扱いについてが閣議決定され、地方公務員の給与についても、国家公務員の給与の減額措置を踏まえ、国に準じた措置を実施するよう要請があったところでございます。

また、本年3月には、地方交付税が改正され、平成25年度における地方交付税につきましては、国家公務員と同様の給与の減額措置を実施することを前提に削減されるとのことでございます。

本来、地方公務員の給与は、公正・中立な知見を踏まえまして、住民や議会の意思に基づき各自治体が自主的に決定すべきものであります。国が地方公務員の給与削減を強制することは、地方自治の根幹にかかわる問題であります。

これまで各自治体は、厳しい財政状況等を踏まえ、定数削減や人件費削減といった行財政改革の取組みを行ってきておりまして、こうした成果を一切評価することなく、地方の固有の財源である地方交付税を給与削減のために用いることは、地方の財政自主権を侵害するものであり、また、地方分権の流れに反し、到底容認できるものではないと、これまでも市長会を通じて反対をしてきたところであります。

本市といたしましては、この認識のもと、栃木県や県内市町の動向を見守ってきたところで

ございますが、ここにまいりまして栃木県を初め、県内のほとんどの市町が国の減額要請を受け入れ、給与減額措置に転じる動きとなってしまったことは周知のとおりであります。

このような動きに対しまして、本市といたしましても、住民サービスの維持や財政状況など、さまざまな要素を総合的に検討し、苦渋の決断ではありましたが、国の減額要請を受け入れざるを得ないとの結論に至り、職員労働組合とも真摯な協議を重ねながら、本市の職員の給料については、級別に3%から6.5%の範囲内で減額措置について受け入れていただいたところでもあります。

よって、本案は、職員の給料の減額措置にあわせて、市長、副市長及び教育長の給料についても同様に減額措置を実施しようとするものでございます。

なお、現在、市長、副市長及び教育長の給料につきましても、那須烏山市長、副市長及び教育長の給料の減額に関する条例が既に制定されておきまして、本年11月5日までの市長の任期中、市長にあつては10%、副市長にあつては7%、教育長にあつては5%の減額が実施されております。

本案におきましては、現在、実施中の減額率にさらに上乗せをし、市長にあつては20%、副市長にあつては14%、教育長にあつては10%の減額措置を来年の3月まで講じようとするものでございます。

議案第2号は、那須烏山市職員の給料の臨時特例に関する条例の制定についてでございます。本案は、国家公務員における給与の減額措置を踏まえ、平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間の職員の給料を減額するための特例を定めるものであります。

減額措置に至った背景につきましては、議案第1号の提案理由におきまして説明のとおりでございますが、今回、国からは国家公務員の給料を100とした場合の地方公務員の給料水準を示すラスパイレス指数が100を超えている場合には、100を上回らないまで給料水準を引き下げることが要請されたところでございます。

本市の平成24年4月1日現在におけるラスパイレス指数は106.5となっております。このため、本条例による給料の減額措置の実施によりまして、100を上回らない給料水準となるよう、本案におきましては、級別に3%から6.5%の範囲内で減額措置を実施するものでございまして、具体的には、行政職給料表の職務の級、1級及び2級の職員が3%、3級の職員が6%、4級から7級までの職員が6.5%の減額措置を来年の3月まで講じるものであります。

なお、本条例には盛り込まれておりませんが、技能労務職の給料表の適用を受ける職員につきましても、別途減額措置を実施することといたしておきまして、技能労務職につきましてもは全級3%の減額措置を講じることといたしておきまして、これらの給料の減額措置の実施により

まして、ラスパイレス指数は99.2程度になると見込まれておりますほか、期間全体の削減額は、職員全体で約4,400万円余りになると試算をいたしております。

また、本案におきましては、給料の減額措置の実施に伴いまして、欠勤した場合や介護休暇、組合休暇、各種部分休業を取得した場合に減額する給与額についても、減額措置後の給料単価に基づいて算定ができるよう所要の特例規定を設けるほか、減額する額を算定する場合の端数処理に関する規定を設けて適切な支給処理ができるようにいたしております。

終わりに、繰り返しになりますが、今回の国の地方交付税の削減と、給与削減の実質的な強制は、地方公務員制度の本旨から逸脱をしておりまして、地方自治の確立を阻害するものであります。今回の国の減額要請を受け入れましたことは、苦渋の決断であったこと、また、結果として、その犠牲を職員に転化する形となってしまったことは極めて遺憾であるとともに、今後、今回のような措置が二度と行われぬよう、市長会等を通じて強く国に求めてまいる所存でございます。

以上、議案第1号から議案第2号までの提案理由を一括して説明申し上げました。詳細につきましては、総務課長より説明させますので、何とぞ慎重に御審議をいただきまして、可決、御決定を賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（佐藤雄次郎） 栗野総務課長。

○総務課長（栗野育夫） それでは、那須烏山市職員の給料の臨時特例に関する条例について、その概要について説明申し上げます。なお、一部、市長説明と重複する部分が生じるかと思いますが、よろしくお願ひしたいと思います。

1ページをお開きいただきたいと思ひます。第1条趣旨につきましては、議案第1号及び議案第2号の中で詳細、市長の提案理由で申し上げますので、割愛いたします。

第2条第1項第1号でございますが、職務の級が2級以下の職員とは、主事及び主任を対象にするもので100分の3、3%を減額いたします。なお、この号に該当する本市職員は43名ございまして、月額平均で5,688円の減額となります。平均でございます。

次に、2号、職務の級が3級の職員とは、主査を対象にするもので、100分の6を減額いたします。また、この号に該当する職員は44名で、月額平均1万6,861円の減額となります。

次に、第3号職務の級が4級以上の職員とは、係長以上の職員を対象とするもので、100分の6.5を減額いたします。この号に該当する職員は154名で、月額平均2万4,762円の減額となります。

なお、これら職員以外に技能労務職給料表の適用を受ける職員、いわゆる技能労務職15名がおります。これらにつきましては、先ほど市長から説明がありましたように、別途那須烏

山市技能労務職員の給与の臨時特例に関する規則、規則なものですから、本議会には提案して  
ございません。一律3%、月額平均で申し上げますと9,261円の減額となります。

また、医師が2名いるわけですが、医療職の給料表につきましては、当該医師にか  
かる任用、採用時の提示した条件等諸事情等を考慮して、給料に特別の配慮を要する職種であ  
ることから、今般は減額措置を講じないことといたしました。

次に、同条第2項第1号から第4号までの規定は、休職等の職員に関する規定で、第1号は  
公務災害による休職者でございます。第2号につきましては、結核及び心身の故障等による休  
職者でございます。第3号は、刑事事件起訴による休職者、第4号は分限処分による降給処分  
を受ける職員で、休職者に対しても同様に減額を行う旨、規定したものでございます。

なお、本日現在、第2号に、第2号というと心身の故障による休職者が1名ございますので、  
第2項にかかるものについては1名いるということで御理解いただきたいと思えます。

2ページをお開き願います。次に、第4条第4項でございますが、欠勤職員の給料の取扱い  
を規定したものでございます。同様に減額し、支給いたす規定でございます。

次に、第3条から3ページの第7条までの規定につきましては、先ほど市長が説明したとお  
り、第3条でいわゆる公益法人等への派遣職員の給与でございます。

第4条につきましては、介護休暇及び組合休暇取得職員でございます。

第5条につきましては、育児部分休業取得職員でございます。

第6条では、修学部分休業取得職員でございます。

第7条につきましては、高齢者部分休業の取得職員についてでございます。以上、全て第  
3条から第7条まで、それぞれの取扱いを定めまして減額するというふうに規定したものでご  
ざいます。

なお、最後になりますが、第3条から第7条までの規定に該当する職員は、第4条関係で  
1名が適用されます。

以上、説明を終わります。

○議長（佐藤雄次郎） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

16番中山五男議員。

○16番（中山五男） 7点ほど質問いたします。まず、1点目でございますが、職員給与の  
削減率を職務の級により3%から6.5%といたしました。新聞報道を見ますと、ほかの市  
町村や県、国家公務員と異なるようであります。本市では何を基準として、この削減率を決め  
たのか。これをまず1点お伺いします。

2点目でございます。政府は国家公務員同様に地方公務員も7.8%の削減を求めているわけ

であります。その削減効果に相当する金額を地方交付税から削減する方針を決定しているわけですが、本市の削減率、削減額でもって交付税に影響がないのかどうか。

3点目を申し上げます。市長、副市長、教育長の給与は既に減額をしているわけであります。しかし、さらに今回、大幅な減額は必要なかったのではないかと思っているわけであります。そこで、県内のよその市町村では、これほど減額しているところがあるのかどうかをお伺いいたします。

4点目をお伺いいたします。減額対象は給与月額のみとありますが、期末勤勉手当とか管理職手当、これは現行の給与月額を基準として支給することとしているのか。これをお伺いします。なお、国家公務員とか県職員、ほかの市町村も本市と同様な扱いなのかをお伺いしたいと思います。

5点目を申し上げます。これは今回の条例改正には直接影響するわけではありませんが、市が補助金を交付しています外郭団体に対して、市職員同様に給与削減の指導を行うのかどうか、これをお伺いします。

さらに6点目ですが、国家公務員は55歳から昇給を停止する法案を6月17日に既に成立させております。本市職員の昇給停止の実施状況、もう既になっているのかどうか。これからしようとするのかどうか。この状況について伺いたいと思います。

もう1点お伺いします。これは地域手当についてであります。これは新聞報道によりますと、小山、鹿沼、野木、大田原市では、地域手当を国の規則に基づいて3%支給することとしておりますが、支給対象となる地域の条件は何なのか。那須烏山市はこの地域に該当しないのか。

以上、7点についてお伺いします。

○議長（佐藤雄次郎） 栗野総務課長。

○総務課長（栗野育夫） ただいま7点ほど質問がございました。順番に御説明申し上げます。

まず、1点目の今回の削減率の基準でございますが、過日、21日の全員協議会でも御説明申し上げたとおり、4.77%、7.77%、9.77%と、国はそういう規定でやりましたが、地方公共団体に求めている中では、あくまでラスパイレス指数を100以下にしてくださいと。ただ、また、国は7.8%の削減率でございますが、市町村に求めたのは地域のラスパイレス指数を、国以下の100以下にしてくださいという技術的要請でございます。

したがって、先ほど市長から御説明がありましたように、本市の平成24年度のラスパイレス指数は106.5でございます。したがって、単純に106.5から100を引いて、最高で6.5をとったという状況でございます。

次に、2番は交付税関係でございますので、総合政策課長から御説明いただきたいと思いま

す。

次に、今回の市長、副市長、教育長も大幅に減額しております。県内の市町村の状況でございますが、私が持っている資料は、6月12日付で那須烏山市が調査した調査票に基づく結果でございます。その後の動きが若干あるかと思うんですけれども、6月12日時点で御説明申し上げたいと思います。

まず、特別職なんですけれども、栃木市では5%から一律10%に減額しております。真岡市につきましては、定額10万円だったんですが、一律10%という減額措置を講じております。

下野市におきましては、三役ですね、5%だったのを市長が20%、副市長が15%、教育長につきましては5%から15%というふうに減額措置を講じているようでございます。

また、町村の部なんですけれども、上三川につきましては、一律5%から10%。茂木町につきましては、現在の減額措置に一律8%を上乗せしてやっているようでございます。野木町につきましては、現行の減額より7.4%上乗せして、今般、減額措置を講じているようでございます。

次に、4番の減額対象は、いわゆる給料月額のみであるのかという質問でございますが、そのとおりでございます。その他につきましては減額いたしません。

参考までに申し上げますと、県内の状況でございます。本俸以外ですね、給料以外で減額措置を講じたのは、栃木市、鹿沼市、率でいきますと、これは全て管理職なんですけれども、10%、5%を減額しているようでございます。

5番の補助金を交付している外郭団体に指導を行うかという質問でございますが、民間、ちょっと捉え方が難しいかと思うんですけれども、広域行政事務組合以外は一切調整はしておりません。

次に、6番の国家公務員は6月17日付で55歳から昇給停止ということで成立しております。ただし、55歳以上の職員であっても、全てが昇給停止したわけではございません。運用上、国は特に優秀だと、人事評価でそういう結果が出れば2つ給料を上げる。そういう運用でございまして。

本市の場合につきましては、55歳全面昇給停止は現在やっておりません。しかし、既に55歳未満の主幹については4号俸上がるころ3つ、55歳を超える主幹以上の職員につきましては2つということで、既に昇給の停止ではないですけれども、上がり幅を抑制している。そういう措置は講じております。

国の制度の改定を受けまして、ことしも人事院勧告が当然出るでしょうから、それらを踏まえて今後検討してまいりたいと思っております。

最後になります。地域手当でございます。宇都宮、鹿沼、野木、大田原ということで、今、御質問があったんですけれども、正確に申し上げますと、現在、支給しているのは宇都宮、小山、鹿沼、野木でございます。大田原につきましては過去の経緯がありまして、議会上に上程したんですけれども、否決ということで、現時点では交付していないように考えております。

また、国の規則で3%している地域の条件はという御質問でございますが、最初から3%支給したわけではないんですね。段階的に現在まで3%に引き上げてきた。宇都宮はちなみに申し上げますと、5級地でマックス6%まで支給できます。鹿沼、野木、大田原につきましては6級地というふうな捉え方をしておりますので、マックス3%までこれから引き上げるのではないかとこのように考えております。

なお、地域手当の条件は何かということなんですけれども、国の定める基準では、国の機関がない限りは出さない。ですから、何ぼ大きい市であっても、合併して大きくなっても、例を挙げてしまうと申しわけないんですけれども、那須塩原みたいなのは十何万人、大田原をのいでいるかと思うんですけれども、昔から国の機関が少なかったということで支給対象地にはなってございません。

以上でございます。

○議長（佐藤雄次郎） 坂本総合政策課長。

○総合政策課長（坂本正一） それでは、本市への交付税の影響額はということでございます。今回の給与削減措置につきましては、国全体で普通交付税のほうから8,504億円を削減するというところでございます。普通交付税の正式な算定につきましては、7月下旬になるということでございますので、現段階ではあくまでも試算の数値でございますが、本市への影響額を試算いたしますと約7,000万円と見ております。

今回、給与削減措置として8,504億円が国全体で削減されるんですが、一方、今回、地域活性化対策、地域の経済対策のための地域の元気づくり事業費ということで、国全体で3,000億円が交付税のほうに加算されます。この内訳は人口を基本といたしまして算定されます基礎額、こちらが1,000億円、それから、人件費の削減努力による加算額が2,000億円という配分になってございます。

これを本市に当てはめてみますと、約800万円から2,400万円が加算されるのではないかとこのように試算いたしておりますけれども、最大限2,400万円加算された場合には、7,000万円の削減に対しまして2,400万円が加算されるということで、差し引き4,600万円の減額ということになりますけれども、先ほど説明がありましてとおり、今回、特別職におきましては約130万円、職員におきましては4,400万円の給与の削減ということになりますので、合わせまして4,500万円余が今回の削減措置により財源が浮くという

ことになりますので、今回の給与削減措置に関しまして、影響額は現段階では最小限になるものというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（佐藤雄次郎） 16番中山五男議員。

○16番（中山五男） 7点ほど質問申し上げましたが、まず、1点目の給与削減率につきましては、ラスパイレス指数100以下にするための調整率だということで、これは了解いたしました。

2点目の地方交付税に影響がないかということにつきましても、これは現在、先ほどの坂本課長の説明で了解いたしました。

3点目の、これは市長、副市長、教育長の削減率なんですけど、これは先ほどの答弁によりますと、下野市のみが首長に限って20%ということで、これは新聞報道にも、下野新聞のを私もちょっと見落としてしまったのかどうかわかりませんが、いずれにしても、私が知る限りでは小山でも15%、真岡市は10%、大田原市も10%、その程度ですね。岩舟が8%とか、その状況で、これほどの削減率の高いところはありません。

なぜこれほど三役は率先してとっていいのかどうかわかりませんが、でも私たちは市長の巻き添えを食って副市長と教育長が減額せざるを得なくなったのではないかなと思っておりますが、私はこれほどの減額は決して必要ないとそう考えておりますが、この辺について市長みずからの考えを、もう一度この辺についてお伺いしたいと思っております。

それと4点目の減額対象は、これは給与月額のみということで、期末手当とか管理職手当は現在の給与額を基準にして支給するというので、これも了解いたしました。

市が補助金を交付している外郭団体に対しての指導でありますけど、これは例えばシルバー人材センターから社会福祉協議会などは、これはもう人件費相当額を市が助成しているわけですから、当然これは給与削減するよう指導すべきであると考えておりますが、この件についても、これは市長からこの考えがあるかどうかお伺いしたいと思っております。

次に、6番目の昇給停止の件についてはわかりました。地域手当につきましても了解いたしました。2点について再度御答弁をお伺いしたいと思っております。

○議長（佐藤雄次郎） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 特別職に関する給与削減でございますが、先ほども総務課長から報告があったと思いますけれども、県内自治体の状況をでき得る限り調査をさせていただきました。首長の場合、大体今10%の削減をやっておられまして、さらにその上乘せ分を5%から8%に求めているところが大半でございました。

そういう中で、私どもは市長、副市長、教育長の削減率を従来10%対7%対5%といたし

ておりました、削減率の、また絶対額の三役で最も少ない教育長の県内の動向を調べましたら、私は5%プラス職員の削減率6.5%を上乗せをするという基本原則を考えましたけれども、そういたしますと、教育長、5%プラス6.5%ですから11.5%ということになります。県内自治体を見ますと、大体教育長はそういった減額率10%でとどまっている実態がほとんどでございます。

それを基軸にいたしますと、この10対7対5のその削減率のところをちょっとその率は堅持したいということを考えましたので、そうなりますと、当然私が20%、副市長が14%、そして教育長の10%というようなことになったわけでございますので、このことについては、私のほうから副市長、教育長にも協力をいただいたということでございますので、ひとつ御理解をいただきたいと思っております。

もう一つ、外郭団体についての指導でございますが、これも先ほど総務課長から御説明いたしましたけれども、私から指導するということは控えたいと思っております。地方自治の基本理念に沿って各団体も運営をしているわけでございますので、そういった判断については、こういった情報なども勘案しながら、各外郭団体の長が判断をすべきものと考えております。

以上です。

○議長（佐藤雄次郎） 16番中山五男議員。

○16番（中山五男） 市長と三役の削減率につきましては、決して私もこれで了解したというわけではありませんが、一通りの説明を聞きました。

もう1点、外郭団体に対してはやはり何らかの通達と申しますか、通知、市役所の職員は今回これだけの削減率を実施したということは何らかの方法で示すべきではないかと考えております。このことについて全く何の通知も連絡もしないのかどうか。再度お伺いします。

○議長（佐藤雄次郎） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 臨時議会の議員からの御意見があった。そういったことを伝えていきますが、それも含めた検討はさせていただきたいと思っております。

○16番（中山五男） 了解しました。

○議長（佐藤雄次郎） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 今回の地方公務員給与の削減は国のほうでは押しつけないと言いながら、みずからの自主的な判断でやりなさいというような指導をやりながら、交付税だけはしっかりと削る。こういうことで非常に不当なやり方で押しつけているものであります。

その中で、先ほど総合政策課長のほうから、削減額は総額で8,504億円で、その内容についてちょっと説明がありましたが、それを補うということで全国防災事業の地方負担分直轄補助事業ですね、これは793億円。緊急防災減災事業費、これは地方単独事業費ということ

で4,550億円、これは起債したやつを後で補填するということなのか知りませんが、それと、地域の元気づくり事業費というのが3,000億円、こういうので補いますよという話にはなっているんですけども、先ほどその1つである元気づくり交付金については1,000億円プラス2,000億円というような話なんですけど、その2,000億円のほうが人員削減をどれだけ進めているかということ considering、この交付金の配分割合を決めるような話があったんですけど、そういうこと自体が非常に不当だというふうには思うんですけども、これについては、本市については800万円から2,400万円加算がされるであろうという話ですよ。

それで、そのほか、さっき述べました全国防災事業費の地方負担分直轄補助事業、これと緊急防災減災事業費ですね、地方単独事業分、これについては本市はどの程度が見込めるのか、見込めないのか。その中身について説明いただきたいと思います。

先ほど交付税削減が約7,000万円で、元気づくり交付金のほうが満額2,400万円来ると、差し引き4,600万円の減ですよ。それで、今回、この給与削減を検討しましたということなんですけれども、職員のほうだけでも9カ月間で4,444万1,000円減額になって、そこに市三役が131万3,000円減額になるわけですから、4,575万2,300円減額になるのかなと思うんですけども、さっき総合政策課長の言った数字が若干違いましたので、それについて、もう一度確認の意味で説明を受けたいと思います。

それで、このような不当な形で地方6団体も反対しているのに、こういうことが押しつけられるわけでありますが、問題はそういうように、人員削減をしながら、あるいはこれまでに10年間にも人件費等を相当削られて大変な目に遭って、そしてあの震災をくぐり抜けて職員の皆さん、頑張ってきたんですけど、このように頑張ってきたも、全く評価されないで、ますますこのような減額を押しつけてくる。これが一番私は職員のやる気の問題に非常に影響するのではないのかなと思うんです。

それで、褒めるわけではありませんが、災害のときは大変御苦労されたんですけど、それ以外の各種団体のいろいろなイベントや例えばまちづくり研究会というんですかね、大学の先生方の発表会の、あれは私が見ている限りは、役場の職員は担当職員以外はほとんど来ていませんね。ほとんどですよ。

この間、私ども地域の医療を守る会では、佐久総合病院の60年間のこれまでの地域医療の予防医療ですか、そして、今抱えている問題や将来にわたってどうするかと。これから南病院をどうしていくのか。地域医療や保健予防、そして医療、介護、これをこれからどうしていくのかと。すごく示唆に富んで大事な映画がありました。それも市長を通じて無料ですから、ぜひ職員の皆さんに見てくださいと。このように私はお願いをしたつもりです。もちろん担当職

員の皆さんは、幹部職員は来ましたが、ほとんどと言っていいほどあとには来ませんでした。

だから、そういうことが、あとまた別な助成団体のほうからも言われたんですが、いろいろなイベントをやっても、ほとんど職員が顔を出さないと。どうなっているんですか、平塚さんと、私は怒られたんですけれども、そういうことがどんどんこれから助長するんじゃないのかなと。給料もらっている分しか働かないよと。時間拘束されている分しか私は責任ないよと。本当にこういうことで、これからどんどん少子高齢化が進み、財政が厳しくなる中で、那須烏山市はやっていけるんですか。

地域のリーダーとして、給料以外にもさまざまな役割を職員が期待されているはずでしょう。そこら辺、どのような指導をされているのか。もちろん組合もありますし、労使の決め以外の仕事をやれと言われても、それはできないかもしれません。しかし、市民の負託に応えると、あすの那須烏山市をつくると。こういう思いでは一緒のはずでありますよね。そういう意味で、どうしてそこが醸成されないのか。市民と一体となってまちづくりを進めるんだと、多少大変でもボランティアでも頑張るんだと。こういう職員像を私は期待したいんですよ。

そういう意味で、今回、そういうものの足かせにならないようにしてもらいたいなというふうに思うんですが、その辺、時間がありませんので、総合的に市長はどのように考えているのか。これからどういうふうに職員指導、教育をするのか。その辺も含めて、ちょっとお話を伺いたいと思います。

○議長（佐藤雄次郎） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 職員の活力あるいは活性化、これはまちおこし、まちの活性化に比例をするというような御指摘だったろうと思います。まさにそれは同感でございます。そういう意味も含めまして、切磋琢磨の精神あるいはまちづくりへの率先垂範とした共同体制を、市の職員がリーダーシップをとるようなこと、日々努力をしているつもりでございますが、まだまだ啓発は足りないと私も感じております。

こういう給料削減がその足かせになるとは私は決して思っておりません。そういうことも含めまして、今後、少数精鋭を目指していきたいと思っておりますので、そのようなことを御指摘いただきながら、さらに御指導もいただきながら、今後、市の職員の指導体制については進めていきたいと思っておりますので、ひとつ今後とも御指導、御鞭撻を賜りたいと思います。

○議長（佐藤雄次郎） 坂本総合政策課長。

○総合政策課長（坂本正一） 先ほどお問い合わせのありました全国防災事業費、それから、緊急防災減災事業費でございますが、全国防災事業費については、これは国が直轄事業でやる場合の地方負担分ということで、現段階のところでは本市では該当がないというふうに考えております。

それから、緊急防災減災事業費、こちらは起債をさせていただける事業でございますが、こちらは昨年度七合小学校の体育館建設の際に活用した起債でございます。後年度70%から80%元利償還金について交付税措置をいただける起債ということでございます。こちらについては、今後、同様の耐震化等の事業に充当できるということで考えておりますが、現段階ではまだ具体的な事業名は想定しておりません。

それから、先ほど今回の費用削減措置に伴う削減額でございますが、全員協議会の際に御説明させていただきました数字ですね。職員については4,444万1,000円、特別職については131万1,300円ということでございますので、合わせますと4,575万2,300円という数字が正確な数字でございます。先ほど概算で申し上げました。失礼いたしました。

○議長（佐藤雄次郎） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 今の話にあるように、総合政策課長ですよ、今回、公務員給与を削減する。そのかわりに防災対策だというんだけど、平成12年度の事業からやっている話なんですよ。それでは、職員給与を削減しなければ防災はやらなくてもいいのという話になっちゃうので、さっき言った2つについては、国のほうが後でとってつけた公務員給与削減するから、そのかわりこれやれよといった話だということです。

もう一つは、最後の話になりますが、もう時間がないので、やはり職員のやる気の問題。給料をうんともらっているから、もらっていないからということは私はないと思います。確かに市民の公僕として聖職としてお勤めになっているんだろうと思いますからね、しかし、その職員のやる気をどう醸成するか。これが一番大事ですよ。

そういう意味で、これはもちろん職員組合とも話し合ってもらいたいと思いますし、各課の中でも自分たちのこの間の6月9日の映画でも、地域の医療は地域の人たちの意識を変えないと、自分の命は自分で守るんだという意識を変えないとだめなんだと、元の院長が最後に言っていましたけれども、そういうことだと思うんですよ。その市民の意識を変えるためには、やはり職員の意識を変えないと変わらないと思いますよ、私は。

そういう意味で、本当に各課の中で今何が求められているのか、そして、何をなすべきなのか。その辺十分考えてもらいたいと思うんです。ちなみに佐久総合病院は、戦後60年間、1回も赤字になったことがないんです、いまだに。お医者さん、今200人。1,200床です、関連病院も含めて。

それで、長野県の医療は、老人医療費は全国一安くて、そして男女とも長寿日本一ですよ、今。その礎をつくったのが佐久総合病院です。だから、それを関係者には見ていただきたかったですよ。もちろん幹部職員の方は来ていただきましたけれども、無料だからぜひお願いしますということで、私、訴えたつもりなんです、なかなかその意識がそこまで及ばなかった

のかなと非常に残念ですけれども。

これからもさまざまなイベントやそういうような催し物があると思うので、できる限り職員の皆さんに参加いただけるように、職場の中でも、給料もらえなくてもぜひ行ってくれということで、市民とともにまちづくりを進める運動を進めていただきたいなということを申し上げたいと思います。

以上です。

○議長（佐藤雄次郎） 10番水上正治議員。

○10番（水上正治） 1点確認したいんですが、先ほどから削減の額の話が出ていますよね。これはラスパイレス指数の部分をカットという話をしていますので、その退職手当組合とか、それから共済組合の負担金、これらが入っているのかどうか。もし、その辺の確認をお願いしたい。

○議長（佐藤雄次郎） 栗野総務課長。

○総務課長（栗野育夫） 今の質問でございますが、退職手当等につきましては、減額前の給与を使いますので減額にはならないと思っております。（「共済の関係は」の声あり）年金については、若干まだ未確定な部分がありまして、掛け金は減額された給与で掛け金を支払うことになっておりますので、多分年金の場合には生涯賃金、いわゆるもらった賃金に対してパーセントで払いますので、多分年金は減額されるんじゃないかというふうに考えております。

○議長（佐藤雄次郎） 10番水上正治議員。

○10番（水上正治） とすると、多少の微々たる調整額はあるということですね。了解しました。

○議長（佐藤雄次郎） 15番高田悦男議員。

○15番（高田悦男） ただいま上程中の第1号及び第2号議案について質疑を行いたいと思います。

先ごろの栃木県の本議会において、職員の給与の臨時特例に関する条例が制定されました。栃木県が給与という用語を使っています、我が市が給料。先ほどの中山議員の質疑で大方了解はしておりますが、もう一度説明を兼ねた内容をお話してください。

○議長（佐藤雄次郎） 栗野総務課長。

○総務課長（栗野育夫） まず、用語の解説でございますが、給与と表現した場合は、いわゆる国で言う本俸プラス諸手当、扶養手当とか時間外とかそういうのが含まれる場合には給与と言います。給料といった場合の捉え方は、あくまで国でいきますと本俸なんですね。したがって、県は間違いなく給与という表現をとっております。県は那須烏山市と違うところは、率もそうなんですけれども、先ほど中山議員の質疑の中で説明申し上げましたように、宇都宮

でございますので、地域手当が支給されているんですね。地域手当と教職調整額というのがあるみたいなんですけれども、それらについては減額の給与月額を算定するという事なので、手当分についても減額されますので、給与という表現をとっております。

以上でございます。

○議長（佐藤雄次郎） 15番高田悦男議員。

○15番（高田悦男） 再度確認します。本市の場合給料ですね。つまり、月額の基本給のみということで理解してよろしいわけですね。

○議長（佐藤雄次郎） 栗野総務課長。

○総務課長（栗野育夫） そのとおりでございます。

○15番（高田悦男） 了解。

○議長（佐藤雄次郎） ほかに質疑はございませんか。

9番板橋邦夫議員。

○9番（板橋邦夫） 1点お伺いしたいんですが、今回のこの給料引き下げによって、それで基本額が減額されるわけですが、先ほどの全員協議会の中で、この給与引き下げに伴って時間外手当の問題があるわけですが、この時間外手当については、後で協議するという事だったんですが、これについては新しい給与の基準額で算定されるのか。あるいは現在の給与を基準に時間外手当を支給するのか。これは特にこれから年末から3月にかけて予算編成期に入りますので、かなり時間外手当がふえるとか思うんですが、その辺をちょっとどちらの基準で時間外手当が計算されるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（佐藤雄次郎） 栗野総務課長。

○総務課長（栗野育夫） 先ほど御説明申し上げましたように、国の技術的指導の中身は、ラスパイレス指数なんですね。ラスパイレス指数を下げればいいよと。そのほか、諸手当、国が実施しているんですけれども、それらについては触れられておりません。時間外の話なんですけれども、今回の減額される前の給与をもととして、3月まではそのように支払っていく考えでございます。

○議長（佐藤雄次郎） 9番板橋邦夫議員。

○9番（板橋邦夫） そうすると、新給与でなく現在の給与を基本にした時間外手当ということですね。

それと、先ほど管理職手当についても修正しないということで聞いたんですが、それを確認しておきたいと思います。

○議長（佐藤雄次郎） 栗野総務課長。

○総務課長（栗野育夫） 繰り返しますが、ラスパイレス指数というのは、4月1日、今回

は全国の市町村の動向を見るために、7月1日現在もラスパイレス指数を算出するようでございます。ラスパイレス指数は4月1日現在の国家公務員の給与と地方公共団体職員の給与と対比します。したがって、時間外とか地域手当とか、ラスパイレス指数には全く含まませんので、国の技術的指導もそこまでは踏み込んで指導がございませんので、最小限の減額にした、取扱いにしたということで御理解いただきたいと思っております。

○9番（板橋邦夫） 了解しました。

○議長（佐藤雄次郎） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤雄次郎） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤雄次郎） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより議案第1号及び議案第2号の討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

15番高田悦男議員。

〔15番 高田悦男 登壇〕

○15番（高田悦男） ただいま上程中の議案第2号 那須烏山市職員の給料の臨時特例に関する条例の制定について、反対の立場から討論を行います。

本件は、政府が地方交付税法の改正をしてまで交付税の削減を強行したことに起因しており、公務員の労働基本権の代償措置である人事院勧告や人事委員会勧告制度を踏みこむ暴挙を、政府みずから行ったことがまず責められなければなりません。

地方交付税は、地方固有の財源であり、地方交付税法第1条に規定する地方団体の独立性の強化、地方行政の計画的な運営に資するものでなければなりません。この法の目的を実現するため、地方財政計画、地方交付税については、国の施策のもとに一方向的に決すべきではなく、地方と国の十分な協議を補償した上で、そのあり方や総額について決定する必要があります。

しかし、政府がその禁じ手を強行したために、栃木県においては約86億円、本市は給与削減分及び地域活性化対策分を合わせると約7,000万円の交付税を削減するもので、市当局は市民サービスを低下させないとの観点から、苦渋の決断をしたものと思料いたします。

この間、市当局は、職員団体との真摯な話し合いを重ね、市長みずからもそうした場で今回の交付税削減に関し、国に対する自身の考えを伝えていくことを表明しているとも聞いております。

政府が要請した給料削減は、表面的には地方が自主的に決定するものとしていますが、実際には地方交付税と義務教育費、国庫負担金の減額を通じて行われたため、やらなくてもいい削減を事実上強制する手段として政府が使ったものであります。これでは自治体における首長や議会の機能を実質上拘束することとなり、地方分権に逆行する行為であり、地方自治の根幹そのものが危惧されるゆゆしき事態と考えます。

地方のことは地方で決定するという地方自治の原則を政府みずから崩そうとしていることには、毅然とした姿勢で異を唱えていかなければなりません。今回のような政府の地方に対する乱暴な扱いによって、本当にデフレからの脱却ができると考えているのでしょうか。ますます負の連鎖に陥るばかりだと思います。

昨年、第315回通常国会では、12月27日追加提案となりました追加第2号議案「職員の退職手当に関する条例等の一部改正」によって、段階的に退職手当を引き下げることとなりました。条例施行後の初年度となる本年度末の影響額は、本市において1人当たり約140万円の減となり、経過措置後の平成27年度における引き下げ額は約400万円に上るものと思います。こうした取り組みが本市財政健全化に寄与したことは明らかであります。いずれも職員の理解と協力なくしては実現できないと考えます。

したがって、第2号議案「那須烏山市職員の給料の臨時特例に関する条例の制定」については、以上申し上げました理由から、各議員におかれましては、ぜひとも反対の立場で賛同いただきたいと思います。お願い申し上げます。反対討論といたします。

○議長（佐藤雄次郎） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤雄次郎） ほかに討論はありませんか。

17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 今回、提案されております議案第1号、第2号であります。議案第1号につきましては、おおむね了解ということでございます。

第2号議案については反対いたします。地方公務員給与の削減の問題につきましては、民主党野田内閣の時代に、国家公務員の給与平均7.8%削減の実施とあわせて地方公務員の給与削減についても検討されていた問題であります。

自民党も総選挙の公約で、公務員総人件費を国、地方合わせて2兆円削減することを掲げ、平成25年度予算から早手をつけて、地方が削減を実施することを前提とした地方財政計画を閣議決定したものであります。

その内容は、平成25年度に限り、7月からの9カ月間、国と同様に平均7.8%の削減を地方に要請するというものであり、国家公務員の7.8%削減分を反映させたラスパイレス指

数を新たに示し、各自治体にそれを超える部分の削減を求めている。こういう内容であります。

今回の地方財政計画では、地方公務員給与削減の措置に対し、地方6団体が、自治体が自主的に決める公務員給与への国の介入は自治の根本に抵触する。地方交付税は地方固有の財源であり、国が政策誘導に利用することは許されない。こういうことで抗議しております。

各自治体が給与を削減するかどうかについて、総務省は4月5日に全ての自治体を対象に調査を行い、マスコミに公表し、9割の地方自治体が給与削減を検討などと報じさせております。

そもそも政府自身がデフレからの脱却を旗印に財界に労働者の報酬引き上げを要請しているときに、巨額の人件費削減を地方に強要するなど、矛盾のきわみであります。公務員給与削減による経済マイナス効果はそれだけでも1兆2,000億円とも言われ、当地方でも、地域経済への大打撃となることは明らかであり、また、民間給与賃下げにも連動してしまいます。

そこで問題なのは、14年度に向けて注視すべき点として、国は2年間としている国家公務員給与の削減期限延長の主張も出ており、今回だけの問題にとどまらない。こういう危険性があります。

安倍自公政権がこうしてまで地方公務員の給与の削減を今回の予算に計上したのは、生活保護費の削減とあわせて、この2つを全体の削減制度改悪の突破口として社会保障制度を大幅に後退させようとする。こういう攻撃の1つなんだということが問題であります。

そういうような中身に従って、本市においてもこれまで10年間、さまざまな意味で合併以来、人員削減や給与、勤勉期末手当等の削減をしてまいりましたが、今回、この人事院勧告でさえ公務員のスト権を剥奪するという不当なもので、これまで進めてきたのに、この人事院勧告制度さえ無視したこのような交付税削減という不当なやり方で、職員給与を削減するやる方は到底認められないということで、反対の理由とさせていただきます。

以上であります。

○議長（佐藤雄次郎） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤雄次郎） ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。まず、日程第3 議案第1号 市長、副市長及び教育長の給料の臨時特例に関する条例の制定について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤雄次郎） 異議なしと認めます。

よって、日程第3 議案第1号は、原案のとおり可決いたしました。

○議長（佐藤雄次郎） 次に、日程第4 議案第2号 職員の給料の臨時特例に関する条例の制定について、賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（佐藤雄次郎） 起立多数でございます。

よって、議案第2号については、原案のとおり可決いたしました。

---

◎日程第5 発議第1号 那須烏山市議会議員の議員報酬の臨時特例の関する条例  
の制定について

○議長（佐藤雄次郎） 日程第5 発議第1号 那須烏山市議会議員の議員報酬の臨時特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、提出者に提案理由の説明を求めます。

11番平山 進議員。

[11番 平山 進 登壇]

○11番（平山 進） ただいま上程されました発議第1号について、提案理由を申し上げます。

本案は、平成25年7月1日から平成26年3月31日の間、市長、副市長、教育長及び職員の給料の減額措置を踏まえて、議員報酬を削減するための特例を定めるものです。言うまでもなく、市議会と市長はそれぞれ独自の対等の立場でありながら、市政を担う車の両輪のような関係で協力し合っています。そのような状況の中で、議員みずからも痛みを分かち合うべく、ともに住みよい那須烏山市の実現のために3%の議員報酬の減額措置を提案するものです。何とぞ御審議の上、可決、決定いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（佐藤雄次郎） 以上で、提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

[「なし」の声あり]

○議長（佐藤雄次郎） ほかに質疑はございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（佐藤雄次郎） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（佐藤雄次郎） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤雄次郎） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤雄次郎） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤雄次郎） ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第5 発議第1号 議員報酬の臨時特例に関する条例の制定について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤雄次郎） 異議なしと認めます。

よって、日程第5 発議第1号については、原案のとおり可決いたしました。

これをもちまして、本臨時会に付議された案件は全て終了いたしました。

---

○議長（佐藤雄次郎） 以上で、本臨時会の日程は全部終了いたしました。各位の御協力大変ありがとうございました。これで、平成25年第4回那須烏山市議会6月臨時会を閉会いたします。

〔午前11時18分閉会〕

上記会議録を証するため下記署名いたします。

平成25年9月3日

議 長 佐 藤 雄 次 郎

署 名 議 員 渡 辺 健 寿

署 名 議 員 久 保 居 光 一 郎